

様式第11号（第11条関係）

都城市指令第 1915号
令和5年 2月 20日

一般廃棄物処分業許可証

住 所 都城市高城町四家831番地5
氏 名 株式会社イー・アール・シー高城
代表取締役 藤崎 泰士

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第7項の許可を受けた者であることを証する。

都城市長 池田 宜永



許可番号 第 11 号

許可の年月日	令和5年4月1日
許可の有効期限	令和7年3月31日
取り扱う一般廃棄物の種類	燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、ばいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するために処理したものであってこれらの一般廃棄物に該当しないもの（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）
許可の条件	1 廃棄物処理に関しては各種関連法規を遵守すること。 2 周辺地区の環境悪化とならないように十分配慮し作業すること。

複製厳禁

（教示）

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都城市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、都城市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において都城市を代表する者は、都城市長です。

ただし、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

複製厳禁